証券コード　8697
平成18年６月２日

株 主 各 位

大阪市中央区北浜一丁目８番16号
株式会社大阪証券取引所
取締役社長　米　田　道　生

第５回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
　さて，当所第５回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので，ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお，当日ご出席願えない場合には，お手数ながら後記の参考書類をご検討のうえ，同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき，ご押印のうえ折り返しご送付いただくか，議決権行使書用紙に記載の当所議決権行使サイトにアクセスし，電磁的方法によりご行使いただくことができますので（次頁ご参照），何れかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１　日　　時　平成18年６月23日（金曜日）午前10時
２　場　　所　大阪市中央区北浜一丁目８番16号
大阪証券取引所ビル　３階　北浜フォーラム
３　会議の目的事項
報 告 事 項
第５期（平成17年４月１日から平成18年３月31日まで）
営業報告書，貸借対照表及び損益計算書報告の件
決 議 事 項
第１号議案　第５期利益処分案承認の件
第２号議案　清算参加者破綻時の損失処理に係る措置及び関連制度の見直しに関する方針承認の件
第３号議案　定款一部変更の件
議案の要領は，後記「議決権の行使についての参考書類」(26頁から34頁）に記載のとおりであります。
第４号議案　取締役11名選任の件
第５号議案　補欠監査役１名選任の件
第６号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件
第７号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給の件

以　上

　当日ご出席の際は，お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

【電磁的方法により議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は，下記事項をご了承のうえ，行使していただきますよう，お願い申し上げます。

記

1．インターネットによる議決権行使は，当所の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお，携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。

【議決権行使サイトＵＲＬ】 http://www.webdk.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード」を読み取り，議決権行使サイトに接続することも可能です。なお，操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

2．インターネットにより議決権を行使される場合は，同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ，画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。

3．インターネットによる議決権行使は，平成18年６月22日（木曜日）まで受付いたしますが，議決権行使結果の集計の都合上，お早めに行使されるようお願い申し上げます。

4．書面とインターネットにより，二重に議決権を行使された場合は，インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。

5．インターネットによって，複数回数，又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は，最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

6．議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

以　上

【電磁的方法による議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには，次のシステム環境が必要です。

①インターネットにアクセスできること。

②パソコンを用いて議決権行使される場合は，インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして，Microsoft® Internet Explorer 5.5以上又はNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として，上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

③携帯電話を用いて議決権行使される場合は，使用する機種が，128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

（セキュリティ確保のため，128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので，一部の機種ではご利用できません。）

(Microsoftは，米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。Netscapeは，米国及びその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。)

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては，以下にお問い合わせくださいますよう，お願い申し上げます。

株主名簿管理人　住友信託銀行 証券代行部

【専用ダイヤル】　0120－186－417（24時間受付）

＜住所変更等用紙のご請求＞　0120－175－417（24時間受付）

＜その他のご照会＞　0120－176－417（平日9:00～17:00）

【添付書類】

営　業　報　告　書

〔平成17年４月１日から
平成18年３月31日まで〕

１　営 業 の 概 況

(1) 営業の経過及び成果

当営業年度の我が国経済は，原油価格の高騰等の不安定要因はありましたが，国内企業の設備投資増加や内需拡大により景気回復傾向を辿り，企業収益も改善が続きました。

株式市場においては，日経平均株価は前営業年度（10,500円～12,000円台）に比べて上昇し，当営業年度末には17,000円台となりました。

このような中で，当所の当営業年度の区分別の営業収益の概況は次のとおりとなりました。

ａ　参加者料金及び負担金等収入

当営業年度は，ニッポン・ニュー・マーケットー「ヘラクレス」の売買代金が市場開設来最高を記録し，現物株全体の売買代金も前営業年度を75.7％上回りました。デリバティブ商品については，日経平均株価先物取引及び日経平均株価オプション取引の取引高が市場開設来最高を記録し，取引代金も，日経平均株価先物取引が前期比80.5％増，日経平均株価オプション取引が同116.6％増となりました。

また，当営業年度における現物・先物取引等取引資格の取得が１社，喪失が３社，先物取引等取引資格の喪失が１社，そしてIPO取引資格の取得が２社あり，当営業年度末の取引参加者数は99社（前期比１社減）となりました。

以上の結果，参加者料金及び負担金等収入については80億60百万円(前期比59.5％増）となり，その内訳は，参加者料金としては，基本料収入３億25百万円，取引手数料収入24億20百万円，清算手数料収入９億30百万円，アクセス料収入３億59百万円，合計40億34百万円でありました。負担金等収入としては，定額負担金収入が８億22百万円，定率負担金収入が30億38百万円，特別賦課金収入が１億64百万円，合計40億25百万円でありました。

ｂ　上場賦課金等収入

当営業年度は，上場会社の上場株式の追加上場等により，有価証券上場手数料は９億82百万円（前期比20.3％増）となりました。

また，上場有価証券年賦課金については，上場会社数の減少により10億９百万円（前期比5.7％減）になりました。その結果，上場賦課金等収入は19億92百万円（前期比5.6％増）となりました。

c　機器・情報提供料

当営業年度の機器・情報提供料は，ユーザー数の拡大等により31億１百万円（前期比20.0%増）となりました。

d　その他営業収益

前記ａのとおり当営業年度は新規の取引資格の取得が少なかったため，参加者参加金の収入が減少したことから，その他営業収益は１億69百万円（前期比52.8%減）となりました。

(営業収益の内訳)

(単位：百万円，%)

区分	第４期 (平成16年度)		第５期（当期） (平成17年度)		前期比増減率
	営業収益	構成比	営業収益	構成比	
参加者料金及び負担金等収入(注)	5,052	51.1	8,060	60.5	59.5
参加者料金	—	—	4,034	30.3	—
基本料	—	—	325	2.4	—
取引手数料	—	—	2,420	18.2	—
清算手数料	—	—	930	7.0	—
アクセス料	—	—	359	2.7	—
負担金等収入	5,052	51.1	4,025	30.2	△ 20.3
定額負担金	1,650	16.7	822	6.2	△ 50.2
定率負担金	3,063	31.0	3,038	22.8	△ 0.8
特別賦課金	339	3.4	164	1.2	△ 51.5
上場賦課金等収入	1,887	19.1	1,992	15.0	5.6
有価証券上場手数料	816	8.3	982	7.4	20.3
上場有価証券年賦課金	1,070	10.8	1,009	7.6	△ 5.7
機器・情報提供料	2,583	26.1	3,101	23.3	20.0
その他営業収益	358	3.7	169	1.2	△ 52.8
合計	9,882	100.0	13,323	100.0	34.8

(注)　平成17年４月１日に参加者に係る料金体系の見直しを実施し，従来の定額負担金，定率負担金及び特別賦課金からなる「負担金等収入」から，基本料，取引手数料，清算手数料及びアクセス料からなる「参加者料金」へ料金体系を移行いたしました。当営業年度は移行期間として新旧の体系で計算した料金の和を２で除した金額を適用しております。

以上により，当営業年度の営業収益は，前期比34.8%増の133億23百万円となりました。一方，減価償却費及び研究開発費等が増加したため，当営業年度の営業費用は84億73百万円（前期比26.1%増）となりました。

この結果，経常利益は50億91百万円と前期比53.1%増加いたしました。

また，子会社株式の譲渡及び不要となった設備の除却等により税引前当期純利益は52億20百万円（前期比111.8%増）となり，当期純利益は32億62百万円（前期比63.3%増）となりました。

なお，本年２月に処理能力向上及び柔軟な制度変更・新商品拡充を可能とする新売買システムを全面稼動いたしました。

(2) 設備投資の状況

当営業年度における設備投資額は51億66百万円であり，主に新売買システム及び新清算システム開発に伴うシステム投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当営業年度は，社債又は新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

現状において当所が対処すべき課題は以下のとおりです。

① デリバティブ市場関連の課題

当所は，株価指数先物取引及び株価指数オプション取引において，国内トップシェアを誇っていますが，当所の主力商品である日経平均株価先物取引を扱うシンガポール取引所（SGX）の取引高が増加しているほか，国内の他の株価指数先物取引が伸長するなど，厳しい競争環境が続いています。このような状況に対処し，当所は，本年２月に処理能力を増強した新売買システムを全面稼動させて競争力強化を図っておりますが，今後も，ミニ日経225先物取引（仮称）をはじめとする新商品の導入や海外取引所との提携により，幅広い投資家層を取り込み，取引とシェアの拡大に努めたいと考えております。

② 現物市場関連の課題

ニッポン・ニュー・マーケット－「ヘラクレス」は，当営業年度における新規上場会社数が20社と前営業年度の19社に比べ増加し，当営業年度末時点の上場会社数が124社に達しましたが，国内の他の新興市場との競合関係は依然として厳しく，マーケティング活動の強化，イシュアーサービスの向上等を通じて市場の更なる拡大に取り組んでいきたいと考えております。

当所の収入面では，上場会社に対する年賦課金収入が一定のウェイトを占めていますが，コスト削減等を背景とした他市場との重複上場会社による上場廃止申請が，テンポは鈍化したものの引き続きみられているため，流動性の向上等を通じた当所上場の魅力向上に努めてまいります。

③ 自主規制機能関連の課題

証券取引所が担う公共的使命に照らし，自主規制機能の維持・向上に努めることは当所の重要な課題です。こうした観点から，当所は，取締役会の諮問機関として外部の専門家，実務家からなる自主規制委員会を設置し，当所の自主規制の機能強化や今後のあり方について幅広い検討をいただいております。また，本年２月に全面稼動した新売買システムでは，市場における売買監視の面で機能向上を図っており，今後とも売買監視の強化に努めてまいります。

④ システム関連の課題

本年２月に全面稼動した新売買システムは，従来のシステムに比して処理能力を増強させており，投資家，参加者の皆様にスピーディーな取引環境を提供しております。

しかし，個人投資家の市場参加拡大等を背景に，売買高，注文件数は増加傾向にあります。このため，売買システム・清算システムの処理能力不足が発生しないよう，今後も継続的にシステムの能力増強・機能拡張を行い，安定的な市場運営を行うべく努めてまいります。

⑤　組織・人事運営関連の課題

新商品・新制度の企画・立案，売買監理・上場審査といった自主規制機能，システム開発をはじめとする各分野において証券取引所の機能を高めていくには，人材の育成・確保が極めて重要です。当所では，人事処遇制度の継続的な見直しや人員体制の適正化，研修制度の充実，社外機関への派遣等の施策を通じ，中長期的な人材育成と組織活性化を推進するとともに，外部からの専門人材の積極的な採用にも取り組んでまいります。

⑥　清算業務関連の課題

当所は，証券取引清算機関としてデリバティブ取引に係る清算業務を行っており，当所市場における清算リスクを適切に管理するとともに，清算参加者の破綻に備えて十分な財務資源を確保することで，市場の安全性や競争力を向上させることが重要な課題となっています。

当所では，新売買システム稼動に合わせて清算リスク管理プログラムを大幅に増強し，システムを通じた清算リスクのモニタリング体制を強化いたしました。当所では，その内容を更に改善することに取り組んでまいります。また，昨年末に「清算機関を兼ねる上場取引所のキャッシュ・マネジメントのあり方に関する諮問委員会」の最終報告を受け，その後に設置された清算業務委員会での議論も踏まえ，清算参加者破綻時の損失処理に係る措置及び関連制度を，株主の皆様，清算参加者の双方にとって衡平で，当所の市場への信認とこれらを通じた当所の企業価値を向上させる内容へ見直すことに取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては，今後ともご支援，ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 営業成績及び財産の状況の推移

(単位：百万円)

区　　分	第２期 (平成14年度)	第３期 (平成15年度)	第４期 (平成16年度)	第５期(当期) (平成17年度)
営　業　収　益	9,714	9,921	9,882	13,323
経　常　利　益	1,873	2,946	3,324	5,091
当　期　純　利　益	917	1,849	1,997	3,262
１株当たり当期純利益	11,581円99銭	22,516円21銭	22,072円04銭	35,979円95銭
総　資　産	89,387	187,188	154,538	266,588
純　資　産	25,653	29,200	31,043	33,659

(注) １　当営業年度の状況につきましては，「(1) 営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

２　第２期から「１株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会　平成14年９月25日企業会計基準第２号）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会　平成14年９月25日企業会計基準適用指針第４号）を適用しております。

３　第３期から旧「商法施行規則の一部を改正する省令（平成15年２月28日法務省令第７号)」に基づき，従来の「当期利益」「１株当たり当期利益」は「当期純利益」「１株当たり当期純利益」と表示しております。

[第３期]　営業収益は99億21百万円と第２期に比べ2.1%増加となりました。また運営費の節減や人件費の減少等が寄与した結果，経常利益29億46百万円（前期比57.3%増）となりました。また，当期純利益は18億49百万円（前期比101.6%増）となりました。なお，総資産の増加は，主にデリバティブ取引の活発化に伴う取引証拠金の受入額の増加によるものです。

[第４期]　営業収益は98億82百万円と第３期に比べ0.4%減少しました。しかし，減価償却費の減少等が寄与した結果，経常利益33億24百万円(前期比12.8%増）となりました。また，当期純利益は19億97百万円（前期比8.0%増）となりました。なお，総資産の減少は，主に取引証拠金の受入額の減少によるものです。

[第５期]　当営業年度の状況につきましては，売買の活発化等により参加者料金及び負担金等収入について前期比59.5%増となったこと等により，営業収益は133億23百万円と第４期に比べ34.8%増加しました。一方，減価償却費及び研究開発費等が増加した結果，経常利益は50億91百万円（前期比53.1%増）となりました。また，当期純利益は32億62百万円（前期比63.3%増）となりました。なお，総資産の増加は，主にデリバティブ取引の活発化に伴う取引証拠金の受入額の増加によるものです。

2　会 社 の 概 況（平成18年３月31日現在）

(1) 主要な業務内容

当所は，証券取引法第２条第17項に規定される取引所有価証券市場を開設し，公益及び投資者の保護に資するため，有価証券の売買，有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引が公正，円滑に行われることを旨として運営しております。

また，自主規制機関として市場の公正性，透明性を高め，投資者の信頼を確保するため，不公正取引の監視と未然防止に努めるとともに，相場の公表その他取引所有価証券市場の開設に附帯する業務を行っております。

更に，証券取引法第２条第31項に規定される証券取引清算機関として，当所で行われたデリバティブ取引について，同第２条第30項に規定される有価証券債務引受業を行っております。

当所の開設する取引所有価証券市場における売買等の対象，上場会社数及び取引参加者数及び清算参加者数は，次のとおりであります。

ａ　売買等の対象

市　場　区　分	売　買　等　の　対　象
売　買　立　会　市　場	内国株券，外国株券，内国投資証券（ベンチャーファンド，不動産投資信託証券），外国投資証券（カントリーファンド），投資信託受益証券（ETF等），転換社債型新株予約権付社債券等 株価指数先物（日経平均株価，日経株価指数300，Russell / Nomura Prime インデックス），株価指数オプション（日経平均株価，日経株価指数300），株券オプション
Ｊ－ＮＥＴ(相対)市場	内国株券，投資信託受益証券（ETF等），転換社債型新株予約権付社債券
ニッポン・ニュー・マーケット－「ヘラクレス」	内国株券，外国株券，転換社債型新株予約権付社債券

ｂ　上場会社数

市　場　区　分	有価証券区分	所　属　区　分	上場会社数
売　買　立　会　市　場	内　国　株　券	市　場　第　一　部	659社
		市　場　第　二　部	270社
		社会資本整備市場	―
		計	929社
	外　国　株　券		―
	内国投資証券		3社
	外国投資証券		6社
	投資信託受益証券		3社
Ｊ－ＮＥＴ(相対)市場	内　国　株　券		1,052社
	投資信託受益証券		3社
ニッポン・ニュー・マーケット－「ヘラクレス」	内　国　株　券	スタンダード	77社
		グ　ロ　ー　ス	46社
		計	123社
	外　国　株　券	スタンダード	1社
		グ　ロ　ー　ス	―
		計	1社

c　取引参加者数及び清算参加者数

区　　分		参 加 者 数	(参考　前期末)
取　引　参　加　者	現物・先物取引等取引参加者	81社	83社
	現物取引参加者	—	
	先物取引等取引参加者	14社	15社
	ＩＰＯ取引参加者	4社	2社
	計	99社	100社
清　算　参　加　者		94社	97社

(2) 営業所の状況

本　　店　大阪市中央区北浜一丁目８番16号
東 京 支 社　東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番13号
(注)　東京支社は，平成18年５月１日に下記に移転いたしました。
東京都中央区日本橋茅場町一丁目７番１号　日本橋弥生ビルディング２階

(3) 株式の状況

a　会社が発行する株式の総数　310,000株
b　発行済株式の総数　90,000株
c　株　主　数　2,460名
d　大株主の状況

株　　主　　名	当所への出資状況		当所の当該株主への出資状況	
	持 株 数	出資比率	持 株 数	出資比率
モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク	5,397株	6.0%	—株	—%
株式会社CSKホールディングス	4,929	5.5	—	—
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウンツ イー アイエスジー	3,628	4.0	—	—
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	2,789	3.1	—	—
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,698※	3.0	—	—
アールービーシー デクシア インベスター サービシーズ トラスト、ロンドン クライアント アカウント	2,628	2.9	—	—
フランクリン ミューチュアル シリーズ フアンド インク ミューチュアル フアイナンシヤル サービシズフアンド	1,968	2.2	—	—
大阪証券金融株式会社	1,845	2.1	2,293,080	6.0
ジェーピー モルガン チェース バンク 385067	1,745	1.9	—	—
三菱UFJ証券株式会社	1,620	1.8	—	—

(注)　1　上記持株数のうち，※は信託業務に係る株式数であります。
2　次の法人より「変更報告書」の提出があり，下記の報告義務発生日現在で当所株式を所有している旨の報告を受けましたが，当所として当営業年度末現在における実質所有株式数を確認できませんので，上記「大株主の状況」には含めておりません。
なお，「変更報告書」は複数回提出されておりますが，当営業年度内における最新の報告書の概要を記載しております。

名　　称	報告義務発生日	所有株式数	出資比率
フィデリティ投信株式会社	平成18年３月31日	8,849株	9.8%
インダス・キャピタル・パートナーズ・エル・エル・シー	平成18年３月22日	4,231株	4.7%

e　自己株式の取得，処分等及び保有

該当事項はありません。

f　新株予約権の状況

該当事項はありません。

(4) 従業員の状況

区　分	従業員数（前期比増減）	平　均　年　齢	平均勤続年数
男　　性	158 名　(　9) 名	41 歳　6 月	14 年　5 月
女　　性	50 名　(△2) 名	45 歳　6 月	24 年　6 月
合計又は平均	208 名　(　7) 名	42 歳　6 月	16 年　10 月

(注) 1　上記従業員には，出向者１名が含まれております。

2　上記従業員には，社外からの受入出向者２名が含まれております。

(5) 企業結合の状況

(企業結合の経過)

前営業年度における当所の連結子法人等としては，所有不動産の賃貸・管理を行う株式会社大阪証券会館がありましたが，平成17年５月24日に同社株式の全部を平和不動産株式会社へ譲渡したため，当営業年度より連結計算書類を作成しておりません。

なお，上記のほか，大証システムサービス株式会社及び中央コンピュータサービス株式会社がありますが，いずれも現在清算中であります。

(6) 主要な借入先

該当事項はありません。

なお，貸借対照表記載の長期借入金は，年金資金運用基金（旧年金福祉事業団）からの従業員向け住宅転貸融資金であります。

(7) 取締役及び監査役

地　　位	氏　　名	担　当　又　は　主　な　職　業
代表取締役社長	米　田　道　生	総括，考査室担当
代表取締役 常務取締役	小　島　茂　夫	市場管理本部上場グループ，市場監理グループ， 参加者監理グループ，東京支社上場本部担当
取　締　役	中　川　博　司	管理本部総務グループ，市場管理本部決済管理グループ，財務部担当
取　締　役	荒　川　洋　二	弁護士法人サン総合法律事務所弁護士
取　締　役	川　本　裕　子	早稲田大学大学院教授
取　締　役	小　林　いずみ	メリルリンチ日本証券株式会社取締役社長
取　締　役	堺　屋　太　一 (本名　池口小太郎)	作家
取　締　役	松　本　　学	野村ホールディングス株式会社執行役 野村證券株式会社専務執行役
取　締　役	森　中　　蕃	光証券株式会社取締役会長
常勤監査役	中　野　　實	
監　査　役	大　津　隆　文	大阪証券金融株式会社取締役社長
監　査　役	笹　田　友三郎	同志社大学名誉教授

(注) 1　取締役のうち荒川 洋二氏，川本 裕子氏，小林 いずみ氏，堺屋 太一氏，松本 学氏及び森中 蕃氏は，旧商法第188条第２項第７号ノ２に定める社外取締役であります。

2　監査役のうち大津 隆文氏及び笹田 友三郎氏は，旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第１項に定める社外監査役であります。

3　当期中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

(1) 就任

平成17年６月22日開催の第４回定時株主総会において，松本 学氏が新たに取締役に選任され，就任いたしました。

(2) 退任

平成17年５月31日をもって筒井 高志氏，平成17年７月31日をもって金田 尚武氏，平成17年９月30日をもって井植 敏氏が，各々取締役を辞任により退任いたしました。

4　平成17年６月22日開催の第４回定時株主総会において，補欠監査役として岩城 裕氏（現職　岩城・松井法律事務所弁護士）が選任されております。

5　当所は執行役員制度を採用しており，平成18年３月31日現在，下記４名の執行役員が在任しております。

地　　位	氏　　名	担　　当
執行役員	政　次　保　孝	管理本部人事グループ担当
執行役員	織　立　敏　博	経営企画本部戦略・企画グループ， 東京支社総合企画本部担当
執行役員	村　田　雅　幸	経営企画本部広報・ＩＲグループ， マーケティンググループ，データバンクグループ， 東京支社ヘラクレス本部担当
執行役員	北　川　龍　太	システム本部担当

(8) 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

区　　分	取締役		監査役		計		摘　要
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
	名	百万円	名	百万円	名	百万円	
定款又は株主総会決議に基づく報酬	12	104	3	22	15	127	
利益処分による役員賞与金	4	10	1	1	5	12	
株主総会決議に基づく退職慰労金	1	1	―	―	1	1	
計		116		23		140	

(注)　支給人員は常勤取締役４名，社外取締役８名，監査役３名の計15名となっておりますが，当営業年度末現在の人員は常勤取締役３名，社外取締役６名，監査役３名であります。

(9) 会計監査人に対する報酬等の額

ａ　当所が会計監査人に支払うべき報酬等の額

19百万円

ｂ　上記ａの額のうち，公認会計士法第２条第１項の業務の対価としての当所が支払うべき報酬等の額

16百万円

ｃ　上記ｂの額のうち，当所が支払うべき会計監査人としての報酬等の額

16百万円

(注)　当所と会計監査人との間の監査契約において旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので，ｃの金額には証券取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

3　決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

◎　以上のご報告は，次により記載しております。
1　記載金額は，表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2　比率（%）は，表示単位未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(平成18年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**245,403**	**流動負債**	**229,434**
現金及び預金	14,268	短期借入金	0
営業未収入金	1,340	未払金	72
有価証券	3,509	未払費用	532
前払費用	59	未払法人税等	2,246
取引証拠金特定資産	224,894	未払消費税等	105
清算預託金特定資産	1,021	預り金	72
特別清算預託金特定資産	2	取引証拠金	224,894
繰延税金資産	290	清算預託金	1,021
その他	17	特別清算預託金	2
貸倒引当金	△0	賞与引当金	96
固定資産	**21,184**	システム変更損失引当金	142
有形固定資産	**3,059**	その他	247
建物	782	**固定負債**	**3,494**
構築物	6	長期借入金	3
情報システム機器	2,042	長期預り金	590
工具器具備品	127	信認金	294
土地	96	退職給付引当金	2,517
建設仮勘定	3	役員退職慰労引当金	89
無形固定資産	**8,096**	**負債合計**	**232,928**
ソフトウェア	8,070	**資本の部**	
ソフトウェア仮勘定	9	**資本金**	**4,723**
その他	16	**資本剰余金**	**4,825**
投資その他の資産	**10,028**	資本準備金	4,825
投資有価証券	8,984	**利益剰余金**	**23,369**
長期前払費用	3	利益準備金	322
長期貸付金	719	任意積立金	14,882
差入保証金	197	違約損失準備金	2,569
信認金特定資産	294	先物取引等違約損失準備金	7,011
長期繰延税金資産	355	別途積立金	5,302
その他	198	当期未処分利益	8,163
貸倒引当金	△723	**株式等評価差額金**	**740**
資産合計	**266,588**	**資本合計**	**33,659**
		負債及び資本合計	**266,588**

損　益　計　算　書

〔平成17年４月１日から
平成18年３月31日まで〕

(単位：百万円)

科目			金額	
経常損益の部	営業損益の部	**営業収益**		**13,323**
		参加者料金	4,034	
		負担金等収入	4,025	
		上場賦課金等収入	1,992	
		機器・情報提供料	3,101	
		その他営業収益	169	
		営業費用		**8,473**
		販売費及び一般管理費	8,473	
		営業利益		**4,849**
	営業外損益の部	**営業外収益**		**251**
		受取利息	121	
		受取配当金	51	
		助成金収入	50	
		その他	28	
		営業外費用		**9**
		支払利息	2	
		その他	6	
	経常利益			**5,091**
特別損益の部	**特別利益**			**327**
		子会社株式売却益	327	
		貸倒引当金戻入額	0	
	特別損失			**198**
		固定資産除却損	159	
		システム変更損失引当金繰入額	37	
		固定資産売却損	1	
税引前当期純利益				**5,220**
法人税，住民税及び事業税				2,322
法人税等調整額				△364
当期純利益				**3,262**
前期繰越利益				5,306
中間配当額				405
当期未処分利益				**8,163**

1　重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

② 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

③ その他有価証券

時価のあるものについては，期末日前１ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法によっております。評価差額は，全部資本直入法により処理し，売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないものについては，移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。なお，主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物	15年～50年
情報システム機器	２年～６年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお，自社利用のソフトウェアは，社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため，一般債権については貸倒実績率により，貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し，回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため，支払見込額のうち当期に対応する見積額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため，当期末における退職給付債務の見込額に基づき，当期末において発生していると認められる額を計上しております。なお，数理計算上の差異は，発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

④ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため，内規に基づく当期末要支給額を計上しております。なお，これは旧商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

⑤ システム変更損失引当金

当所有価証券市場の基幹システムの変更による損失に備えるため，システム変更によるリース解約金等の見込額を計上しております。なお，これは旧商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については，通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2　会計処理の変更

当期より「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」)（企業会計審議会　平成14年８月９日)及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会　平成15年10月31日　企業会計基準適用指針第６号）を適用しております。これによる当期の損益に与える影響はありません。

3　記載方法の変更

(1) 従来，「機械及び装置」及び「工具器具備品」に含まれていた情報システム関連機器につきましては，その実態をより明瞭に表示するため，当期より「情報システム機器」として表示しております。

(2) 従来，独立掲記しておりました「子会社株式」(当期末０百万円）は，当期において金額が僅少なため「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

4　貸借対照表注記

(1) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 子会社に対する金銭債権・金銭債務

長期金銭債権	574百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額　6,899百万円

(4) 重要なリース資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか，リース契約により使用している重要な固定資産として，電話設備及び通信機器等があります。

(5) 偶発債務

株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）他６社と締結した「損失補償契約書」に基づき，現物取引の清算業務に関し，クリアリング機構の清算参加者による損失補償対象債務の不履行，又は不履行のおそれが生じたことに起因してクリアリング機構に生じた損失に対して，他の損失補償人と連帯して，平成14年９月30日現在におけるそれぞれの違約損失準備金相当額を限度として，上記不履行の発生した時点又はクリアリング機構が債務不履行のおそれがあると認定を行った時点におけるクリアリング機構への出資比率に応じて，当該損失を補償することとなっております。なお，当所の損失補償限度額は2,569百万円であります。

(6) 取引証拠金特定資産等

当所では，約定時から決済時までにおける清算参加者の債務不履行により被るリスクを担保するため，各清算参加者から取引証拠金等の預託を受けております。これらについて，当所の規則上他の財産と区分して管理されているため，貸借対照表上，その目的ごとに区分して表示しております。

(7) 担保受入金融資産の時価評価額

貸借対照表に計上していない代用有価証券の時価評価額は以下のとおりであります。

取引証拠金代用有価証券	439,804百万円
信認金代用有価証券	701百万円
清算預託金代用有価証券	1,114百万円
特別清算預託金代用有価証券	3,626百万円

上記代用有価証券は，有価証券の売買等の契約不履行の発生時等において処分権を有するものであります。

(8) 配当制限

旧商法施行規則第124条第３号に規定する資産に時価を付したことにより増加した純資産額は740百万円であります。

5　損益計算書注記

(1) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) １株当たり当期純利益　35,979円95銭

１株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	3,262百万円
普通株式に係る当期純利益	3,238百万円
普通株主に帰属しない金額	
利益処分による役員賞与金	24百万円
普通株式の期中平均株式数	90,000株

6　追加情報

(1) 退職給付関係

① 採用している退職給付制度の概要

当所は，確定給付型の制度として，退職一時金制度を設けております。

② 退職給付債務に関する事項

イ．退職給付債務	2,051百万円
ロ．未積立退職給付債務	2,051百万円
ハ．未認識数理計算上の差異	466百万円
ニ．退職給付引当金（ロ＋ハ)	2,517百万円

③ 退職給付費用に関する事項

イ．勤務費用	133百万円
ロ．利息費用	22百万円
ハ．数理計算上の差異の費用処理	△40百万円
ニ．退職給付費用（イ＋ロ＋ハ)	115百万円

④ 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ．退職給付見込額の期間配分法	期間定額基準
ロ．割引率	1.0%
ハ．数理計算上の差異の処理年数	10年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。)

(2) 税効果会計関係

① 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金損金算入限度超過額	1,022百万円
無形固定資産減価償却超過額	118百万円
有形固定資産減価償却超過額	174百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	86百万円
研究開発費	437百万円
長期前払費用償却超過額	133百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	38百万円
ゴルフ会員権評価額	78百万円
役員退職慰労引当金	36百万円
未払事業税	143百万円
その他	155百万円
繰延税金資産小計	2,427百万円
評価性引当額	△1,275百万円
繰延税金資産合計	1,152百万円
繰延税金負債	
株式等評価差額金	△506百万円
繰延税金負債合計	△506百万円
繰延税金資産の純額	645百万円

② 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの，当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2%
税額控除	△0.7%
住民税均等割	0.1%
評価性引当額	△1.6%
還付法人税等	△3.1%
その他	2.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.5%

(3) リース取引関係

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額，減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額(百万円)	減価償却累計額相当額(百万円)	期末残高相当額(百万円)
情報システム機器	121	104	16

② 未経過リース料期末残高相当額

１年以内	5百万円
１年超	11百万円
合計	16百万円

③ 支払リース料，減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	127百万円
減価償却費相当額	121百万円
支払利息相当額	3百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし，残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし，各期への配分方法については，利息法によっております。

(4) 平成17年４月１日に参加者に係る料金体系の見直しを実施し，従来の定額負担金，定率負担金及び特別賦課金からなる「負担金等収入」から，基本料，取引手数料，清算手数料及びアクセス料からなる「参加者料金」へ料金体系を移行いたしました。平成18年３月期は移行期間として新旧の体系で計算した料金の和を２で除した金額を適用しますので，それに伴い損益計算書の営業収益の科目として，従来の負担金等収入に加えて参加者料金を表示しております。

利　益　処　分　案

(単位：円)

科　　目	金　　額
当期未処分利益	**8,163,994,078**
これを次のとおり処分いたします。	
利益配当金	855,000,000
(１株につき9,500円) 普通配当3,000円 特別配当6,500円	
役員賞与金	24,200,000
(うち，監査役分)	(3,300,000)
次期繰越利益	**7,284,794,078**

(注)　平成17年12月１日に405,000,000円（普通配当１株につき3,000円，特別配当１株につき1,500円）の中間配当を実施いたしました。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年５月10日

株式会社大阪証券取引所
　取締役会　御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　目 加 田　雅　洋　㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　小　堀　孝　一　㊞

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第２条第１項の規定に基づき、株式会社大阪証券取引所の平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第５期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

(1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
(2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
(3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
(4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、旧商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は，平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第５期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け，協議の上，本監査報告書を作成し，以下のとおり報告いたします。

１　監査役の監査の方法の概要

各監査役は，監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し，監査の方針，業務の分担等に従い，取締役会その他重要な会議に出席するほか，取締役，内部監査部門等からその職務の執行状況を聴取し，重要な決裁書類等を閲覧し，業務及び財産の状況を調査いたしました。また，会計監査人から報告及び説明を受け，計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引及び自己取引，取締役と会社間の利益相反取引，会社が無償で行った財産上の利益供与，株主との通例的でない取引並びに取締役の職務執行上の不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実等に関しては，上記の監査の方法のほか，必要に応じて取締役等に対し報告を求め，詳細に調査いたしました。

２　監査の結果

(1) 会計監査人「あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は，相当であると認めます。

(2) 営業報告書は，法令及び定款に従い，会社の状況を正しく示しているものと認めます。

(3) 利益処分に関する議案は，会社財産の状況その他の事情に照らし，指摘すべき事項は認められません。

(4) 附属明細書は，記載すべき事項を正しく示しており，指摘すべき事項は認められません。

(5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお，取締役の競業取引及び自己取引，取締役と会社間の利益相反取引，会社が無償で行った財産上の利益供与，株主との通例的でない取引についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年５月15日

株式会社大阪証券取引所　監査役会

常勤監査役　中　野　　實　㊞

監　査　役　大　津　隆　文　㊞

監　査　役　笹　田　友三郎　㊞

(注)　監査役大津隆文及び監査役笹田友三郎は，旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第１項に定める社外監査役であります。

以　上

議決権の行使についての参考書類

1　総株主の議決権の数　90,000個

2　議案及び参考事項

第１号議案　第５期利益処分案承認の件

本議案の内容は，添付書類（21頁）に記載のとおりであります。

当所は，株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しております。配当につきましては，安定的かつ継続的な配当の実施を基本としつつ，業績の状況に応じ配当性向等も勘案し，積極的に利益還元を行う方針であり，当面は，配当性向40％程度を目処に実施してまいりたいと存じます。この方針に基づき，当事業年度の利益配当金につきましては，業績が前事業年度に引き続き順調に推移したため，１株当たり9,500円とさせていただきたいと存じます。これにより，当事業年度の１株当たり年間配当金は中間配当金4,500円を含めて14,000円となり，前事業年度に比べ5,000円の増配となります。

また，内部留保につきましては，証券取引所としての自主規制機能や競争力の強化を目的としたシステム開発及び清算機関としてのリスクへの備えを重点として実施してまいります。

なお，役員賞与金につきましては，当事業年度の業績を勘案し，当事業年度末の取締役３名及び監査役１名に対し総額2,420万円（うち，監査役分330万円）とさせていただきたいと存じます。

第２号議案　清算参加者破綻時の損失処理に係る措置及び関連制度の見直しに関する方針承認の件

当所は証券取引法に基づき，清算機関として，当所におけるデリバティブ取引の債務の引受けを行っております。現行規則では，清算参加者が破綻し，当該参加者の証拠金，預託金等で損失が補填できない場合は，先物取引等違約損失準備金（(注) １　以下「先物損失準備金」といいます。）の範囲内で当所が損失を負担し，これを上回る損失については，破綻参加者以外の全ての清算参加者が補填することと規定されています。

今般，現行規則を改め，当所市場の安全性及び競争力を高めることを通じて当所の企業価値を向上させる観点から，清算リスクの管理に関するシステム面及び制度面での対応を推進したうえで，先物損失準備金を上回る金額についても，当所の利益剰余金（利益準備金及び違約損失準備金（注）２を除く）の範囲内で，先物損失準備金を上回った金額の２分の１を当所が負担し，破綻参加者以外の全ての清算参加者が残りの２分の１の損失を補填することを原則とさせていただきたく，この点につき株主の皆様のご承認をお願いするものであります。これでも資金が不足する場合は，破綻参加者以外の清算参加者の負担となります。

なお，本議案は法令及び定款に定める株主総会の決議事項ではございませんが，株主の皆様の重要な利害に関わる事項であることから，皆様のご意思を尊重する必要があると判断し，本総会の議案として提出させていただきました。

(注) 1　先物取引等違約損失準備金は，当所の会員組織時代に会員が拠出した資金が原資で，平成18年３月31日現在の金額は7,011百万円であります。

2　違約損失準備金につきましては，添付書類（18頁）の４　貸借対照表注記　(5) 偶発債務をご参照ください。

近年，国際的な取引の拡大に伴い，内外の市場参加者，監督当局の双方において，清算リスク管理のあり方について様々な議論がなされており，平成16年11月には，先進国の証券監督機関と中央銀行が共同で「清算機関のための勧告」を公表しました。この間に上場証券取引所・清算機関となった当所は，会員組織時代とは異なる利害関係に配慮して当所の経営資源を管理し，清算業務を遂行していくことが必要となっております。

清算・決済の安全・確実な履行は，清算機関が担うべき最も重大な責務であることにも鑑み，当所では中立的な専門家をメンバーとする「清算機関を兼ねる上場取引所のキャッシュ・マネジメントのあり方に関する諮問委員会」を昨年７月に設置し，清算リスク管理のあり方を広く議論していただきました。同委員会からは，昨年12月に「清算機関を兼ねる上場取引所のキャッシュ・マネジメントのあり方について」と題する提言が出され，現在，証券会社の実務専門家も含む新たな清算業務委員会において，制度のあり方に関する具体的な議論がなされています。当所としては，こうした議論を踏まえつつ，次の各分野で所要の見直しを進めてまいりたいと考えております。

第一は，システムを通じたリスク管理体制の強化です。新売買・清算システムの全面稼動により，当所においては，個別参加者のポジションや想定損益の状況がリアル・タイムに近いかたちで把握できる体制がスタートしました。当所では，今後ともこうした体制の精緻化に取り組んでまいりたいと存じます。

第二は，清算リスクの管理に関する制度の整備です。デリバティブ取引の結果として個々の参加者に生じたリスクが，市場全体の安定の観点から過大と判断される場合，清算機関としてはその顕現化を回避しなければなりません。当所では，そのために必要な範囲内で証拠金・建玉の管理や清算参加者の報告・検査に関する制度を見直してまいります。

第三は，本議案でお諮りしている清算参加者が破綻した場合の損失補填ルールの見直しです。当所では，会員組織時代から続いている前述のルールを，上場証券取引所・清算機関における衡平の観点と当所の競争力の維持・向上を基本とし，清算機関の資金負担を前提とした内外の事例も踏まえつつ，前述の委員会提言に基づき，原則として以下の方針で見直しをさせていただきたいと存じます。

① 清算参加者の自己責任を基本とするかたちで清算預託金の制度を見直すこと。

② 清算参加者が破綻し，その証拠金，清算預託金等のみではカバーできない損失が当所に生じた場合，当所の先物損失準備金をまず充当し，それでもなお，損失が補填できない場合には，当所の利益剰余金（利益準備金及び違約損失準備金を除く）の範囲内で，先物損失準備金を上回った金額の２分の１を当所が負担し，破綻参加者以外の全ての清算参加者が残りの２分の１の損失を補填すること。

③ ②でなお資金が不足する場合は，証券取引法の規定に従い，破綻参加者以外の清算参加者がこれを負担すること。

当所は，このような一連の見直しを整合的に進めていくことで，当所市場に対する投資家や証券会社の信認が向上し，当所の企業価値が高まっていくものと考えております。

第３号議案　定款一部変更の件

１　変更の理由

(1) 電子公告制度の導入に伴う関係規定の変更

株主の皆様の利便性向上及び公告手続きの合理化を図るため，「会社法」(平成17年法律第86号）の規定に基づき，当所の公告方法を電子公告に変更するとともに，やむを得ない事由により電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります。

(2)「会社法」(平成17年法律第86号）の施行（平成18年５月１日）に伴う規定の新設・変更・削除

「会社法」の施行により定款自治が拡大されたことに伴い，経営意思決定の迅速化や業務効率の向上，コーポレートガバナンス体制の充実等を図るため，次の規定を新設・変更するとともに，規定の削除や字句の修正等，所要の整備を行うものであります。

① 機関としての取締役会，監査役会等の設置に関する規定の新設
② 株主総会の招集に際し，株主総会参考書類等をインターネットで開示することに関する規定の新設
③ 書面又は電磁的方法による取締役会決議を認める規定の新設
④ 社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる規定の新設
⑤ 補欠監査役の選任決議の効力等に関する規定の変更

(3) その他の規定の新設・変更・削除

次の規定を新設・変更・削除するとともに，字句の修正等，所要の整備を行うものであります。

① 役員退職慰労金制度の廃止に伴う関係規定の削除
② 取引所有価証券市場の区分の見直しに伴う規定の変更
③ 取締役会の諮問委員会の設置根拠等に関する規定の新設

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線の部分は変更箇所であります。)

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
(公告の方法) 第４条　本所の公告は，日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第４条　本所の公告方法は，電子公告とする。ただし，事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は，日本経済新聞に掲載して行う。
(新　設)	(機　関) 第４条の２　本所は，株主総会及び取締役のほか，次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第２章　取引所有価証券市場	第２章　取引所有価証券市場
(本所の市場)	(取引所有価証券市場に関する事項)
第５条　本所の市場は，次の各号に掲げる市場とする。 (1) 売買立会市場 (2) Ｊ－ＮＥＴ（相対）市場 (3) ニッポン・ニュー・マーケット－「ヘラクレス」	第５条　本所の市場においては，有価証券の売買等を行う。
第３章　株　　式	第３章　株　　式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第11条　本所の発行する株式は，31万株とする。	第11条　本所の発行可能株式総数は，31万株とする。
(名義書換代理人)	(株主名簿管理人)
第13条　本所は，株式及び端株につき名義書換代理人を置く。	第13条　本所は，株主名簿管理人を置く。
２　名義書換代理人及びその事務取扱場所は，取締役会の決議により選定する。	２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は，取締役会の決議により選定する。
３　本所の株主名簿，端株原簿及び株券喪失登録簿は，名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き，株式の名義書換，端株の買取請求の取扱等株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ，本所においては，これを取扱わない。	３　本所の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。），新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿，新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は，これを株主名簿管理人に委託し，本所においては取り扱わない。
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第14条　本所の株券の種類並びに株式の名義書換，端株原簿の記載，端株の買取り，その他株式及び端株に関する事務は，本定款に定めるもののほか，取締役会の定める「株式取扱規程」による。	第14条　本所の株式に関する取扱い及び手数料は，法令又は本定款のほか，取締役会において定める株式取扱規程による。
(基準日)	(削　　る)
第15条　本所は，毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって，その決算期の定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。	
２　前項のほか必要があるときは，取締役会の決議により，一定の日時を定めてこれをあらかじめ公告し，その時における株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者をもって，その権利を行使することができる。	

現　行　定　款	変　更　案
(自己株式の取得) 第15条の２　本所は，商法第211条の３第１項第２号の規定により，取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。	(自己の株式の取得) 第15条　本所は，会社法第165条第２項の規定により，取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。
第４章　株主総会	第４章　株主総会
(招　集) 第16条　株主総会は，定時株主総会及び臨時株主総会とし，定時株主総会は毎営業年度終了の日の翌日から３か月以内に招集し，臨時株主総会は随時必要に応じて，招集する。	(招　集) 第16条　株主総会は，定時株主総会及び臨時株主総会とし，定時株主総会は毎事業年度終了の日の翌日から３か月以内に招集し，臨時株主総会は随時必要に応じて，招集する。
２　(条文省略)	２　(現行どおり)
(新　設)	(定時株主総会の基準日) 第16条の２　本所の定時株主総会の議決権の基準日は，毎年３月31日とする。
(新　設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条の３　本所は，株主総会の招集に際し，株主総会参考書類，事業報告，計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を，法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより，株主(実質株主を含む。以下同じ。）に対して提供したものとみなすことができる。
(決議方法) 第18条　(条文省略)	(決議方法) 第18条　(現行どおり)
２　商法第343条第１項の規定による株主総会の決議は，総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の３分の２以上に当たる多数決をもって行う。	２　会社法第309条第２項の規定による株主総会の決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の３分の２以上に当たる多数決をもって行う。
(議決権の代理行使) 第19条　株主は，本所の議決権を有する他の株主を代理人として，議決権を行使することができる。この場合には，株主又は代理人は代理権を証する書面を本所に提出しなければならない。	(議決権の代理行使) 第19条　株主は，本所の議決権を有する他の株主１名を代理人として，議決権を行使することができる。この場合には，株主又は代理人は代理権を証明する書面を本所に提出しなければならない。

現　行　定　款	変　更　案
(議事録) 第20条　株主総会の議事については，議事録を作成し，これに議事の経過の要領及び結果を記載し，議長並びに出席した取締役が記名押印するものとする。	第20条　(削　除)
第５章　取締役及び取締役会	第５章　取締役及び取締役会
(選任方法) 第22条　(条文省略) ２　(条文省略) ３　前２項の選任決議は，総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数をもって行う。 ４　(条文省略) ５　(条文省略)	(選任方法) 第22条　(現行どおり) ２　(現行どおり) ３　前２項の選任決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数をもって行う。 ４　(現行どおり) ５　(現行どおり)
(任　期) 第23条　取締役の任期は，その就任後２年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終了の時までとする。ただし，補欠のため，選任された取締役の任期は前任者の残任期間とする。	(任　期) 第23条　取締役の任期は，選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし，補欠として選任された取締役の任期は，前任者の残任期間とする。
(代表取締役) 第24条　本所を代表すべき取締役は，取締役会の決議をもって選任する。 ２　(条文省略)	(代表取締役) 第24条　取締役会は，その決議によって代表取締役を選定する。 ２　(現行どおり)
(取締役) 第25条　取締役会の決議をもって，取締役のうちから取締役会長１名，取締役社長１名，取締役副社長１名，専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 ２　(条文省略) ３　(条文省略)	(取締役) 第25条　取締役会は，その決議によって取締役会長１名，取締役社長１名，取締役副社長１名，専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 ２　(現行どおり) ３　(現行どおり)
(招　集) 第26条　(条文省略) ２　前項の招集は，各取締役及び各監査役に対し会日より３日前までに，その通知を発するものとする。ただし，緊急の必要があるときは，この期間を短縮することができる。 ３　(条文省略)	(招　集) 第26条　(現行どおり) ２　前項の招集は，各取締役及び各監査役に対し取締役会の日の３日前までに，その通知を発するものとする。ただし，緊急の必要があるときは，この期間を短縮することができる。 ３　(現行どおり)

現　行　定　款	変　更　案
(新　設)	(決議の省略) 第27条の２　本所は，会社法第370条の要件を満たしたときは，取締役会の決議があったものとみなす。
(新　設)	(取締役会規程) 第27条の３　取締役会に関する事項は，法令又は本定款のほか，取締役会において定める取締役会規程による。
(議事録) 第28条　取締役会の議事については，議事録を作成し，これに議事の経過の要領及び結果を記載し，出席した取締役及び監査役が記名押印するものとする。	第28条　(削　除)
(報　酬) 第29条　取締役の報酬及び退職慰労金は，株主総会において定める。	(報酬等) 第29条　取締役の報酬，賞与その他の職務執行の対価として本所から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は，株主総会の決議によって定める。
(取締役の責任免除) 第29条の２　本所は，商法第266条第12項の規定により，取締役会の決議をもって，同条第１項第５号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ２　本所は，商法第266条第19項の規定により，社外取締役との間に，同条第１項第５号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。この場合において，当該契約に基づく賠償責任の限度額は，100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に規定する額のいずれか高い額とする。	(取締役の責任免除) 第29条の２　本所は，会社法第426条第１項の規定により，任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を，法令の限度において，取締役会の決議によって免除することができる。 ２　本所は，会社法第427条第１項の規定により，社外取締役との間に，任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし，当該契約に基づく賠償責任の限度額は，100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に規定する額のいずれか高い額とする。
第６章　監査役及び監査役会 (選任方法) 第31条　(条文省略) ２　前項の選任決議は，総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数をもって行う。	第６章　監査役及び監査役会 (選任方法) 第31条　(現行どおり) ２　前項の選任決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数をもって行う。

現　行　定　款	変　更　案
(補欠監査役の予選) 第31条の２　本所は，法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え，定時株主総会において監査役の補欠者（以下「補欠監査役」という。）をあらかじめ選任（以下「予選」という。）することができる。	(補欠監査役の選任の効力) 第31条の２　法令又は本定款に定める監査役の員数を欠くこととなるときに備えて選任された補欠の監査役の選任決議の有効期間は，当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。ただし，株主総会の決議によってその期間を短縮することができる。
２　補欠監査役の予選決議の定足数は，第31条第２項の規定を準用する。	(削　　る)
３　予選の効力は，当該予選のあった株主総会後最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。	(削　　る)
(任　期) 第32条　監査役の任期は，その就任後４年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終了の時までとする。ただし，補欠のため，選任された監査役の任期は前任者の残任期間とする。	(任　期) 第32条　監査役の任期は，選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし，補欠として選任された監査役の任期は，前任者の残任期間とする。
２　前条の規定により予選された補欠監査役が監査役に就任した場合，当該監査役の任期は，前任者の残任期間とする。	２　法令又は本定款に定める監査役の員数を欠くこととなるときに備えて選任された補欠の監査役が監査役に就任した場合，当該監査役の任期は，前任者の残任期間とする。
(常勤監査役) 第33条　監査役は，その互選により常勤監査役を定める。	(常勤監査役) 第33条　監査役会は，その決議によって常勤の監査役（以下「常勤監査役」という。）を選定する。
２　(条文省略)	２　(現行どおり)
３　常勤監査役は，その在任中，取締役会の承認を受けなければ，他の業務に従事することができない。	３　常勤監査役は，その在任中，監査役会の承認を受けなければ，他の業務に従事することができない。
(招　集) 第34条　(条文省略)	(招　集) 第34条　(現行どおり)
２　前項の招集は，各監査役に対し会日より３日前までに，その通知を発するものとする。ただし，緊急の必要があるときは，この期間を短縮することができる。	２　前項の招集は，各監査役に対し監査役会の日の３日前までに，その通知を発するものとする。ただし，緊急の必要があるときは，この期間を短縮することができる。
３　監査役全員の同意があるときは，招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。	３　監査役全員の同意があるときは，招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

現　行　定　款	変　更　案
(決議方法) 第35条　監査役会の決議は，法令に別段の定めのある場合を除き，監査役の過半数をもって行う。	(監査役会規程) 第35条　監査役会に関する事項は，法令又は本定款のほか，監査役会において定める監査役会規程による。
(議事録) 第36条　監査役会の議事については，議事録を作成し，これに議事の経過の要領及び結果を記載し，出席した監査役が記名押印するものとする。	第36条　(削　除)
(報　酬) 第37条　監査役の報酬及び退職慰労金は，株主総会において定める。	(報酬等) 第37条　監査役の報酬等は，株主総会の決議によって定める。
(監査役の責任免除) 第37条の２　本所は，商法第280条第１項の規定により，取締役会の決議をもって，監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。	(監査役の責任免除) 第37条の２　本所は，会社法第426条第１項の規定により，任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において，取締役会の決議によって免除することができる。
(新　設)	２　本所は，会社法第427条第１項の規定により，社外監査役との間に，任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし，当該契約に基づく賠償責任の限度額は，100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に規定する額のいずれか高い額とする。
(新　設)	第７章　諮問委員会
(新　設)	第37条の３　本所は，諮問委員会を置くことができる。 ２　諮問委員会は，本所の運営に関する重要事項について，取締役会の諮問に応じ又は取締役会に意見を述べることができる。 ３　諮問委員会に関する事項は，取締役会において定める諮問委員会規則による。
第７章　計　算	第８章　計　算
(営業年度) 第38条　本所の営業年度は，４月１日から翌年３月31日までとする。	(事業年度) 第38条　本所の事業年度は，４月１日から翌年３月31日までとする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
(予　算) 第39条　本所は，前条に定める営業年度開始日の10日前までに，当該営業年度の予算を，取締役会における出席取締役の３分の２以上の多数決により決議する。 (配当金及び中間配当) 第40条　本所の株主配当金は，毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。 ２　本所は，取締役会の決議により，毎年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び端株原簿に記載又は記録された端株主に対して，商法第293条の５の規定による金銭の分配（以下「中間配当」という。）をすることができる。 ３　前２項の株主配当金又は中間配当が，支払開始の日から３年以内に受領されないときは，本所は，その支払いの義務を免れるものとする。 第８章　雑　　則	(予　算) 第39条　本所は，前条に定める事業年度開始日の10日前までに，当該事業年度の予算を，取締役会における出席取締役の３分の２以上の多数決により決議する。 (剰余金の配当) 第40条　株主総会の決議により，毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し，期末配当を行うことができる。 ２　前項のほか，取締役会の決議により，毎年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し，中間配当を行うことができる。 ３　前２項の期末配当金又は中間配当金が，支払開始の日から３年以内に受領されないときは，本所は，その支払いの義務を免れるものとする。 第９章　雑　　則

第４号議案　取締役11名選任の件

平成17年７月31日をもって取締役金田 尚武氏が，平成17年９月30日をもって取締役井植 敏氏が各々辞任され，また，本総会終結の時をもって取締役９名（全員）が任期満了となりますので，取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当所株式数
1	米田道生 (昭和24年６月14日生)	昭和48年４月　日本銀行入行 平成７年７月　同行秋田支店長 平成10年５月　同行札幌支店長 平成12年４月　当所常務理事 平成13年４月　当所常務取締役 平成14年10月　当所専務取締役 平成15年12月　当所代表取締役社長（現任） 平成16年６月　大阪証券金融㈱取締役（現任） 大阪中小企業投資育成㈱取締役（現任）	8株
2	小島茂夫 (昭和22年12月11日生)	昭和45年４月　当所入所 平成10年４月　当所人事部長 平成13年４月　当所執行役員 平成14年６月　当所取締役 平成14年10月　当所常務取締役 平成16年６月　当所代表取締役常務取締役(現任)	6株
3	藤倉基晴 (昭和22年８月19日生)	昭和46年７月　大蔵省入省 昭和62年７月　内閣官房内閣審議官 平成元年６月　大蔵省証券局業務課投資管理室長 平成３年６月　同省国際金融局国際資本課長 平成７年５月　同省関税局総務課長 平成８年７月　横浜税関長 平成９年７月　国税庁長官官房国税審議官 平成12年７月　国際金融公社東京駐在特別代表 平成17年10月　当所顧問（現任）	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当所株式数
4	有冨和利 (昭和22年10月29日生)	昭和49年３月　日本電信電話公社入社 平成３年４月　エヌ・ティ・ティ・データ通信㈱金融システム事業本部第一金融システム事業部金融ネットワーク統括部長 平成６年４月　同社同事業本部同事業部副事業部長 平成８年４月　同社中国支社長 平成11年７月　同社購買部長 平成12年９月　同社情報ネットワークビジネス事業本部カードビジネス事業部長 平成14年４月　㈱エヌ・ティ・ティ・データ・フィット取締役 平成15年５月　㈱エヌ・ティ・ティ・データ中国テクシス代表取締役社長 平成18年４月　当所執行役員（現任）	—
5	荒川洋二 (昭和10年１月３日生)	昭和34年４月　任検事 平成２年12月　神戸地方検察庁検事正 平成４年６月　大阪地方検察庁検事正 平成７年２月　高松高等検察庁検事長 平成８年５月　大阪高等検察庁検事長 平成10年２月　弁護士登録（大阪弁護士会）(現任) 平成12年７月　当所公益代表理事 平成13年４月　当所取締役（現任）	—
6	奥田務 (昭和14年10月14日生)	昭和39年４月　㈱大丸入社 平成３年９月　㈱大丸オーストラリア代表取締役 平成７年５月　㈱大丸取締役 平成８年５月　同社代表取締役常務取締役 平成９年３月　同社代表取締役社長 平成15年５月　同社代表取締役会長兼最高経営責任者(現任) ＜他の会社の代表状況＞ ㈱大丸代表取締役会長兼最高経営責任者	—
7	川本裕子 (昭和33年５月31日生)	昭和57年４月　㈱東京銀行入行 昭和63年９月　マッキンゼー・アンド・カンパニー東京支社入社 平成16年４月　早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授（現任） 平成16年６月　当所取締役（現任）	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当所株式数
8	小林 いずみ (昭和34年１月18日生)	昭和60年６月 メリルリンチ・フューチャーズ・ジャパン入社 平成10年５月 メリルリンチ証券会社業務部長 平成12年11月 同社業務統括本部長 平成13年３月 メリルリンチ日本証券㈱法人顧客グループ業務統括本部長 平成13年12月 同社代表取締役社長（現任） 平成14年６月 当所取締役（現任） ＜他の会社の代表状況＞ メリルリンチ日本証券㈱代表取締役社長	—
9	堺屋 太一 (本名 池口小太郎) (昭和10年７月13日生)	昭和35年４月 通商産業省入省 昭和53年10月 執筆・評論活動開始 平成10年７月 国務大臣経済企画庁長官 平成12年12月 内閣特別顧問 平成13年４月 当所取締役（現任） 平成14年４月 東京大学先端科学技術研究センター客員教授 平成16年４月 早稲田大学大学院ファイナンス研究科客員教授 平成18年４月 早稲田大学特命教授（現任）	—
10	松本 学 (昭和25年６月19日生)	昭和50年４月 野村證券㈱入社 平成10年６月 同社取締役 平成13年６月 同社常務取締役 平成15年６月 野村ホールディングス㈱執行役 野村證券㈱常務執行役 平成17年４月 同社代表執行役専務執行役(現任) 平成17年６月 当所取締役（現任） ＜他の会社の代表状況＞ 野村證券㈱代表執行役専務執行役	—
11	森中 蕃 (昭和９年11月29日生)	昭和27年３月 光証券㈱入社 昭和52年11月 同社取締役 昭和53年２月 同社常務取締役 昭和55年11月 同社代表取締役副社長 昭和57年11月 同社代表取締役社長 平成14年６月 当所取締役（現任） 平成15年６月 光証券㈱代表取締役会長（現任） 平成16年７月 日本証券業協会大阪地区協会地区会長（現任） ＜他の会社の代表状況＞ 光証券㈱代表取締役会長	—

(注) 1　各候補者と当所との間に特別の利害関係はありません。
2　荒川 洋二，奥田 務，川本 裕子，小林 いずみ，堺屋 太一，松本 学及び森中 蕃の各氏は，社外取締役の候補者であります。
3　候補者 藤倉 基晴氏につきましては，平成18年５月23日現在，国家公務員法の定める就任の承諾を得ておりません。国家公務員法上の手続終了後に承諾を求める予定であります。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて，あらかじめ補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案における選任決議が効力を有する期間は，第３号議案を原案どおりご承認いただくことを条件に，当該決議後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとさせていただきたいと存じます。

また，本議案における選任の効力は，就任前に限り，監査役会の同意を得たうえで，取締役会の決議により，その選任を取り消すことができるものとさせていただきたいと存じます。

なお，本議案につきましては，監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 (生 年 月 日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当所株式数
岩　城　　裕 (昭和34年３月12日生)	昭和61年４月　司法研修所入所 平成元年４月　弁護士登録（大阪弁護士会） (現任) 平成16年６月　当所補欠監査役（現任）	—

(注) 1　候補者と当所との間に特別の利害関係はありません。
2　岩城 裕氏は，社外監査役の要件を満たしております。

第６号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件

当所の取締役及び監査役の報酬額につきましては，平成13年６月29日開催の臨時株主総会において，取締役分は年額１億７千万円以内，監査役分は年額２千４百万円以内にする旨ご承認いただき，現在に至っておりますが，近年の経営環境の変化に伴う取締役及び監査役の職務に対する経営責任の増大や会社法施行に伴う役員賞与の支給方法の変更及び今般の役員退職慰労金制度の廃止等を考慮し，これを取締役分は年額２億３千万円以内（従来どおり，使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しない。)，監査役分は年額３千２百万円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお，現在の取締役の員数は９名，監査役の員数は３名ですが，第４号議案を原案どおりご承認いただきますと，取締役の員数は11名となります。監査役の員数は，現状どおり３名で変更ありません。

第７号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給の件

平成17年７月31日に取締役を辞任された金田 尚武氏及び本総会終結の時をもって任期満了となる取締役 中川 博司氏に対し，在任中の功労に報いるため退職慰労金を当所における一定の基準に従い相当額の範囲内で贈呈することとし，その具体的金額，贈呈の時期，方法等は，取締役会によることにご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は，次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
金　田　尚　武	平成16年６月　当所取締役 平成17年７月　当所取締役を辞任
中　川　博　司	平成16年６月　当所取締役（現任）

また，当所は平成18年３月22日開催の取締役会において，本総会の日をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。これに伴い，第４号議案を原案どおりご承認いただくことを条件として，重任される取締役２名及び任期中の監査役１名に対し，本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を，当所における一定の基準に従い相当額の範囲内で打切り支給いたしたいと存じます。

なお，贈呈の時期は各取締役及び監査役の退任時とし，その具体的金額，方法等は，取締役分は取締役会に，監査役分は監査役の協議によることに，各々ご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は，次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
米　田　道　生	平成12年４月　当所常務理事 平成13年４月　当所常務取締役 平成14年10月　当所専務取締役 平成15年12月　当所取締役社長（現任）
小　島　茂　夫	平成14年６月　当所取締役 平成14年10月　当所常務取締役（現任）
中　野　　實	平成16年６月　当所常勤監査役（現任）

以　上

株主総会会場ご案内図

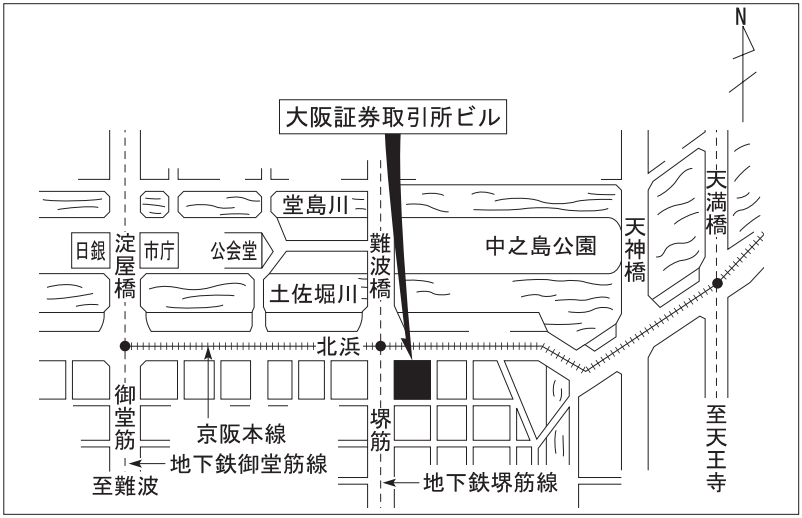

会　場　　大阪市中央区北浜一丁目８番16号
大阪証券取引所ビル　３階　北浜フォーラム
TEL　06（6202）2311㈹

（お願い）当所専用の駐車場はございませんので，お車でのご来場はご遠慮ください。

(交通機関)

・北浜駅(地下鉄堺筋線・京阪本線)…徒歩約１分

・淀屋橋駅(地下鉄御堂筋線・京阪本線)…徒歩約７分